

令和6年 第4回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和6年4月17日(水)			
招集の場所	時津町役場 本庁舎5階第2会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和6年4月17日(水) 午後1時30分		
	閉 議	令和6年4月17日(水) 午後1時50分		
出欠委員の氏名 出席 5名 欠席 0名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	吉田 三知子	○	
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	宮原 克也	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	帯山 保磨	社会教育課長	大工園 徳隆
	学校教育課長	廣瀬 淳哉	教育総務課長	大宅 啓史
	学校教育相談員	川久保真由美	教育総務課係長	大串 美千子
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第1 会議録の承認について（第3回）

日程第2 教育長報告

日程第3 議案第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第4 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和6年第4回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第3回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第3回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和6年第3回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和6年第3回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和6年3月27日から令和6年4月15日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

4月10日に町長ミーティング開催とありますが、以前から開催されていたのですか。

○ 大宅教育総務課長

前町長の時は、セイルオンミーティングと言っていました。今回、山上町長との話し合いは、町長ミーティングといいます。まだ、詳しいことはお伝え出来ませんが、令和7年度からの機構改革についての話し合いが行われました。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第3 報告第3号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第3、報告第3号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令にいて)

○ 相川教育長

続きまして、日程第4、議案の審議を行います。

議案第15号、専決処分の承認を求めることについて(省令主任等の発令にいて)の件を議題とします。

議案第15号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬学校教育課長

それでは、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）ご説明いたします。

本議案の、町立小中学校における省令主任等の発令につきましては、令和6年3月31日の任期満了に伴い、令和6年4月1日で新たに発令する必要が生じましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、同日付けで専決処分をさせていただいております。本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。

発令者一覧につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任等は、各学校から教務主任以下研究主任まで報告があったものについて発令しております。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第15号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第15号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）の件を議題とします。

議案第16号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第16号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進委員の委嘱について）ご説明いたします。

本町のスポーツ推進委員につきましては、昨年4月1日から令和7年3月31日までの2年間を任期として、20名の方について委嘱しておりますが、本年4月1日付けで教職員に異動があり、2名についてあらためて学校からの推薦を受けましたので、新たにご承認をい

ただくものです。

今回ご承認をいただく委員につきましては、番号17番の時津小学校「永田 隼人（ながた はやと）先生」と、18番の時津北小学校「西村 翔太郎（にしむら しょうたろう）先生」の2名の方でございます。

なお、今回委嘱する2名の先生方の任期は、前任者の残任期間であります本年4月1日から令和7年3月31日までの1年間となります。

以上で、議案第16号の説明を終わります。

○ 相川教育長

今回委嘱した2名の専決処分書と委嘱者名簿に記載された年齢が違ってはいますが、どちらが正ですか。

○ 大工園社会教育課長

委嘱者名簿が誤っておりました。訂正いたします。

○ 相川教育長

本案について、他にご質問等はありませんか。

○ 峯教育委員

スポーツ推進委員の競技種目とありますが、時津町で専門の方が教えているということですか。

○ 大工園社会教育課長

今までその競技の経験があり、競技に詳しい方が教えられています。

○ 峯教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

本案について、他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第16号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第16号、専決処分の承認を求めることについて（時津町スポーツ推進

委員の委嘱について)の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)

○ 相川教育長

続きまして、議案第17号、専決処分の承認を求めることについて(教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について)の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本件は秘密会で議事進行することに決しました。

議案第17号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会議により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和6年第4回時津町教育委員会会議を閉会します。